

事 務 連 絡  
2022年4月1日

取引先 各位

東京地下鉄株式会社  
財務部調達課

### 製品認定書の発行について

拝啓 春暖の候、貴社ますます御清栄のことと心よりお喜び申し上げます。

平素は、弊社の契約業務に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、鉄道製品の政府調達（一般競争入札）を実施するにあたり、一部の品目を対象として、入札にご参加頂く際に必要となります製品認定書を発行致します。製品認定書の制度概要及び発行手続きにつきましては、下記をご覧ください。

対象品目の入札にご参加を希望されるお取引先の皆様におかれましては、本認定書の発行を申請して頂きますようお願い致します。

敬具

### 記

#### 1 制度概要

##### (1) 製品認定書の発行目的

鉄道製品のうち、鉄道の安全・安定運行に重大な影響を与える可能性の高い物品については、書類審査や性能評価試験等による技術審査を実施し、弊社の路線条件（地下環境、急曲線急こう配、列車運行本数や利用者数の多さ等）において確実に安全性・信頼性等を確保できるなど、弊社の要求仕様を満たす製品であることが確認できることを調達の条件としております。

製品認定書は、それらの物品のうち弊社が指定したものについて、従来から実施してきた確認と同様に、弊社の基本的な要求仕様に適合する製品を供給する能力を有することを確認した証として、入札手続開始前にお取引先様に対して弊社が発行するものです。

##### (2) 製品認定書の利用方法

既に弊社ホームページにて公表しておりますとおり、日EU・EPA発効に伴い、2020年2月2日から鉄道製品の政府調達（一般競争入札）が開始し、製品認定書が必要となる対象品目の入札においては、入札審査時に本認定書の提出が原則必要となりました。入札が開始された時点で有効な製品認定書をお持ちでない場合でも入札参加は可能ですが、要求仕様への適合を指定期日までに弊社が確認できない場合は審査不合格とな

ります。また、入札参加の度に毎回審査資料の提出が必要となることから、下記3の「手続きの流れ」に従い、製品認定書の発行申請をして頂くことをお勧め致します。

(3) 製品認定の対象者

製品認定書は、入札参加を予定しているお取引先様に対して発行されるものです。

販売代理店が入札参加を予定している場合は、販売代理店にて申請手続きをお願いいたします。

(4) 対象品目

現在申請を受け付けている製品認定書の対象品目は、次のとおりです。

| 分類    | 品目  |
|-------|-----|
| 軌道関係品 | レール |

(5) 製品認定の範囲

上記(4)の対象品目ごとに審査を行い、合格した場合は、製品認定書を発行致します。製品認定の範囲は、製品認定書にて明示します。製品認定書は、認定範囲外の入札に用いることはできません。

製品認定書には、製造者及び保守対応を行う者の名称が記載されます。そのため、例えば、製造者A社の製品についてB社が保守対応を行う前提で販売代理店C社が認定を受けた場合、製品認定書はその範囲でのみ有効となります。

(6) 有効期間

製品認定書は、認定日から5年後の年度末まで有効とします(更新可)。ただし、有効期間内に弊社の要求仕様に大きな変更を生じる場合は、再度審査を行う場合があります。

## 2 審査内容

対象品目ごとの製品認定審査の項目等は、次のとおりです。

(1) 審査項目

審査の概要は、弊社ホームページにて公表している資料「東京地下鉄株式会社における主な政府調達(一般競争入札)予定について」に記載のとおりです。発行申請書をご提出頂きました後に、審査詳細をお渡し致します。

(2) 審査方法

審査に必要な書類一式をご提出いただいた後に審査致します。

## 3 手続きの流れ

製品認定書の発行までの手続きは次のとおりです。

(1) 申請書等の提出

ア 提出書類

別紙 申請書

※申請書の受理後、その他提出書類の詳細について2週間以内にご案内します。

イ 提出先メールアドレス

東京地下鉄株式会社 財務部調達課 procurement@tokyometro.jp

ウ 提出期限

対象品目の入札実施月の4か月前末日

(2) 審査実施

ア 書類審査

提出書類の内容に基づき、弊社にて、要求仕様適合度、製造能力、メンテナンス能力等について審査を実施致します。提出書類に不備・不足がある場合は、再提出や追加提出をお願いする場合がございます。書類審査期間は1～3か月程度を予定しています。

弊社路線又は同等条件の他社路線での稼働実績（過去10年以内に納入されたものに限る。）により審査項目が全て判定できる場合は下記イのプロトタイプ製品テストを省略します。

イ プロトタイプ製品テスト

上記アで判定できない場合は、弊社の指定する方法（第三者機関による評価又は弊社営業線での試験）でのプロトタイプ製品テストによる確認が必要となります。

製品テストを実施する場合は、1年以上の期間が必要となることについてご留意頂き、申請対象製品の入札予定に対して十分前もって製品認定書取得手続きを進めて頂きますようお願い致します。

テストの方法については別途提示いたします。

(3) 結果通知、製品認定書発行

審査の結果合格となったお取引先様に対して製品認定書を発行いたします。

## 4 注意事項

(1) 費用負担

製品認定書の手続に要する諸費用（申請に必要な書面の作成費用、打合せに係る費用、性能評価試験に要する費用等）は、原則としてお取引先様のご負担となります。ただし、当社が行う書面審査に係る費用は当社負担とします。

(2) 言語

製品認定書発行に係る手続に用いる言語は日本語とします。その他の言語を使用されるお取引先様が申請を希望する場合は、お取引先様のご負担にて通訳・翻訳を手配の上、申請をお願いいたします。

## 5 お問い合わせ先

東京地下鉄株式会社 財務部調達課

電話番号：03-3837-7065

メールアドレス：procurement@tokyometro.jp

以上

別紙 製品認定書発行申請書  
東京地下鉄株式会社財務部長 殿

## 製品認定書発行申請書

|                         |         |  |
|-------------------------|---------|--|
| 申請日                     |         |  |
| 会社名                     |         |  |
| 品目名                     |         |  |
| 上記品目に関する<br>東京地下鉄への納入実績 |         |  |
| 申請書<br>担当者              | 部署      |  |
|                         | 役職      |  |
|                         | 氏名      |  |
|                         | 電話番号    |  |
|                         | メールアドレス |  |

上記内容で製品認定書の発行を申請致します。当社は、この申請書及び製品認定書発行手続に関して提出する書類について、事実と相違ないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(申請会社)

東京都●●区●丁目●一●

株式会社●●●●

●●部長 ●● (印)